熊谷市に転入したときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	転入届 転入日から14日以内	必ず窓口での手続が必要（本人又は同一世帯員、代理人）	□ 前住所の市区町村で発行した転出証明書 □ 個人番号カード（もしくは住基カード） □ 本人確認書類 □（代理人の場合は）委任状（又は代理人選任届） ※外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書が必要です。 ※国外から転入**した**方は、入国日を確認できる書類（パスポートなど）が転入者全員分必要です。	本庁舎1階 市民課 （内線229・269） 各行政センター
	印鑑登録	登録を希望する方（本人又は代理人）	□ 登録する印鑑 □ 本人確認書類 ※即日登録を希望の場合は、官公署発行の顔写真付本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードなど） が必要です。 ※（代理人の場合は）委任状（又は代理人選任届）及び代理人の印鑑が併せて必要となります。 （代理申請の場合は即日登録はできません）	
国民健康保険	国民健康保険 転入日から14日以内	国民健康保険に加入している（する必要がある）方 ※病院や施設などの住所地特例施設に転入でない方	□ 本人確認書類（個人番号カード等） □（代理人の場合は）委任状 □（在留資格が『特定活動』の外国籍の方は）パスポート（指定書） □（新たに国保に加入する場合は）加入していた健康保険の資格喪失証明書 □（生活保護から新たに国保に加入する場合は）生活保護受給証明書 ※前住所地で加入していた方は、転入届と併せて手続できます。	本庁舎１階 保険年金課 （内線279・248・379） 各行政センター
後期高齢者医療	後期高齢者医療 転入日から14日以内	県外から転入**した**方で、後期高齢者医療に加入している方	□ 前住所の市区町村で発行した後期高齢者医療負担区分等証明書 □ 本人確認書類（個人番号カード等） □（代理人の場合は）委任状	本庁舎１階 保険年金課 （内線278・302） 各行政センター
		県内他市町村から転入**した**方で、後期高齢者医療に加入している方	□ 前住所の市区町村で渡された後期高齢者医療被保険者証のコピー □ 本人確認書類（個人番号カード等） □（代理人の場合は）委任状 ※いずれも前住所地で加入していた方は、転入届と併せて手続できます。	
国民年金	国民年金（加入者） 転入日から14日以内	国民年金第１号被保険者 任意加入被保険者	転入手続をすると年金登録住所も連動して変わります。 原則手続不要です。ただし、届出が必要な場合もありますので詳しくは熊谷年金事務所へお問合せください。	本庁舎１階 保険年金課 （内線277） 各行政センター 熊谷年金事務所 （℡522-5012）
	国民年金（受給者） 転入日から14日以内	国民年金を受給している方		

熊谷市に転入したときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	児童手当 **転出予定日(転出届に記載の異動日)の翌日から15日以内**	高校３年生までのこどもを養育している方	□ 本人確認書類 □ 申請者（生計中心者）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの □ 申請者及び配偶者の番号確認書類（個人番号カード・個人番号入りの住民票など） □ 前住所地での消滅日が記載された連絡票等 ※状況により、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。 ※申請者が公務員の場合は、勤務先での手続になりますので、勤務先へお問合せください。	本庁舎４階 こども課 （内線289・292・372・523） 各行政センター
	児童扶養手当	前住所地で児童扶養手当を受給していた方 児童扶養手当の支給を希望する方	右記へお問合せください。	
	遺児手当	父もしくは母又は父母がともに死亡している中学３年生までのこどもを養育している方	右記へお問合せください。	
	こども医療費 **転入日の翌日から15日以内**	高校３年生までのこどもを養育している方	□ 本人確認書類 □ 申請者（こどもと同居の保護者）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの □ こどもの健康保険資格が確認できるもの	
	ひとり親家庭等医療費 **転入日の翌日から15日以内**	ひとり親家庭等医療費の支給を希望する又は受給している方	右記へお問合せください。	
	妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券	現在妊娠中の方 産婦健診(産後２週間・１か月）未受診の方	□ 母子健康手帳 □ 前住所の市区町村で交付された妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券	助成券交換窓口 本庁舎6階 くまっこるーむ （TEL048-523-1066） くまっこるーむ 母子健 （TEL048-527-8600）
	妊婦歯科健康診査受診券	現在妊娠中の方	□ 母子健康手帳 □ 前住所の市区町村で交付された妊婦歯科健康診査受診券（お持ちの方）	
	妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)	現在妊娠中の方	□ 本人確認書類 □マイナンバーカード □ 申請者（妊婦）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの □ 母子健康手帳	
		産婦の方で、① ②いずれにも該当する方 ①２回目の妊婦支援給付金を受けていない方 ②令和7年４月以降生まれのお子さんがいる方	右記へお問合せください。	母子健康センター（TEL048-525-2722）
	乳幼児健康診査	乳幼児健診の案内（乳児健診・1歳6か月児健診・３歳児健診・5歳児健診）	右記へお問合せください。	母子健康センター（TEL048-525-2722）
	予防接種予診票の交付	熊谷市実施対象年齢内で未接種のこどもがいる方	□ 母子健康手帳 ※マイナポータルからの手続も可能です。→	

熊谷市に転入したときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	養育医療	養育医療の給付を受けている方	□ 個人番号が確認できる個人番号カード等 □ 本人確認書類 □ 養育医療意見書 □ お子さんの健康保険資格が確認できるもの □こども医療費受給資格者証 □ 印鑑 ※状況により、別途書類が必要となる可能性がありますので、右記へお問合せください。	母子健康センター（℡048-525-2722）
	赤ちゃん訪問	転入時、生後４か月未満のお子さんがいる家庭	転入届出時「赤ちゃん訪問連絡票」を記入してください。	
	保育所、認定こども園等児童クラブ	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 （保育：内線433・570・学童：内線296）
	私立幼稚園 認可外保育施設等	施設に入所（入室）中の方	幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の手続が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	本庁舎４階 保育課 （内線433、570）
	就学援助費	経済的にお困りの小・中学生のお子さんがいる家庭	□ 学生以下を除く世帯員全員の所得課税証明書（コピー不可） ※詳細は、右記へお問合せください。	本庁舎６階 教育総務課 （内線382）
	学校給食費第三子以降無償化	小学生から高校生までのお子さんが3人以上いる家庭	右記へお問合せください。	本庁舎６階 教育総務課 （内線547）
	小学校・中学校の転校	市内の小学校・中学校へ転校する方	転入届の際に市民課窓口で転入学通知を発行します。 転入学通知と、転入前の学校が発行した在学証明書と転学児童生徒教科用図書給与証明書を転校先の学校へ提出してください。	本庁舎６階 学校教育課 （内線385）
高齢者	介護保険 **転入日から14日以内**	前住所地で介護保険被保険者証の交付を受けている方	右記へお問合せください。	本庁舎１階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
		前住所地で要介護認定を受けている方	□個人番号カード **※異動日から１４日以内に手続を行うことで、前住所地で取得した要介護認定を６か月継続させることができます。** **（１４日を経過すると継続ができないため、新たに新規申請が必要となります。）**	
	高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービスを利用したい方	右記へお問合せください。	本庁舎１階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター
障害者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方	□ 該当する手帳 □ 個人番号が確認できる個人番号カード等	本庁舎１階 障害福祉課 （内線531） 各行政センター
	障害福祉サービス	障害福祉サービスを利用したい方	右記へお問合せください。	本庁舎１階 障害福祉課 （内線489・530）

熊谷市に転入したときの手続

ようこそ熊谷市にお越しいただきました。熊谷市に転入したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
障害者	重度心身障害者医療 転入日の翌日から15日以内	重度心身障害者医療費（障害者医療）の支給を受けている方 ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	□ 健康保険証又は個人番号カード（健康保険証利用申込済のもの） □ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 □ 印鑑（後期高齢者医療制度にご加入の方のみ） □ 申請者の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの □ 本人確認書類	本庁舎１階 障害福祉課 （内線287・291） 各行政センター
	特別児童扶養手当 転入日から14日以内	前住所地で特別児童扶養手当の交付を受けていた方 ※その他障害者関係の手当を受けている方は、右記へお問合せください。	□ 個人番号が確認できる個人番号カード等 □ 本人確認書類	
その他	飼い犬の転入届（変更があったときから30日以内）	犬を飼われている方 ※転出市町村の鑑札をお持ちの場合は、転入届と併せて総合窓口で手続できます。	□ 転出市町村の鑑札 （紛失等で鑑札が無い場合は、再交付手数料1,600円）	江南庁舎２階 環境推進課 （℡536-1565） 妻沼行政センター地域振興係
	軽自動車税（種別割）	原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車、125ccを超える二輪車、三輪・四輪の軽自動車等を所有・使用している方	住所・定置場（運行休止時の駐車場所）等の変更や登録の手続が必要です。詳しくは下記へお問合せください。 ①原動機付自転車・小型特殊自動車 （本庁舎２階　市民税課） ②125ccを超える二輪車 （埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所） ③三輪・四輪の軽自動車 （軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所）	①内線245 ②℡050-5540-2027 ③℡050-3816-3112 ※②・③は音声ガイダンス
	市税の口座振替	当市の市税を口座振替で納めたいとき	右記へお問合せください。	本庁舎２階 納税課 （内線257・258）
	農業集落排水施設	農業集落排水施設を使用する方又は使用人数の変更がある方	右記へお問合せください。	水道庁舎１階 経営課 （℡520-4132）
	公共下水道	公共下水道を使用する方で、井戸水等の水を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎１階 経営課 （℡520-4132）
	水道	新たに水道を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎１階 経営課 （℡520-4132）
	浄化槽	新たに浄化槽を使用する方	右記へお問合せください。	江南庁舎２階 環境推進課 （℡536-1570） 妻沼行政センター地域振興係

※各週月曜日、連休明け、３月下旬から４月上旬は、窓口が大変混雑いたします。
　諸手続に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所　℡048-524-1111（代）　大里行政ｾﾝﾀｰ　℡0493-39-0311（代）
妻沼行政ｾﾝﾀｰ　℡048-588-1321（代）　江南行政ｾﾝﾀｰ　℡048-536-1521（代）